

千葉市生活保護業務支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）中の別紙「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」における「都道府県等による生活保護業務支援事業」に基づき、千葉市生活保護業務支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、各区保健福祉センター社会援護課（中央区及び若葉区保健福祉センターにおいては、社会援護第一課及び社会援護第二課。以下「各区社会援護課」という。）における生活保護業務の実施水準及び質の向上を図ることを目的とする。

(業務支援員)

第2条 事業に従事する職員（以下「業務支援員」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。

- (1) 生活保護業務の実務経験がある者
- (2) この事業及び生活保護業務に理解のある者

2 業務支援員は、保健福祉局保護課で雇用し、保護課長の命により、保護課及び各区社会援護課等において業務を行うものとする。

3 業務支援員の身分は、非常勤嘱託職員とする。

(業務)

第3条 業務支援員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 各区社会援護課に対する巡回指導事業

ア 各区社会援護課への定期的な巡回、ケースワーカー等からの個別相談に対する助言指導

イ ケースワーカー等からの電話、メール等による相談に対する助言指導

ウ 法律関係についての専門知識や技術的な支援を要するケースに対応するための体制整備

- (2) 人材育成等を目的とした研修事業

ア 新任ケースワーカー（概ね経験年数2年未満）を対象とした研修事業

イ 上記ほかの研修事業

- (3) 各区社会援護課への優良事例等の横展開事業

- (4) 前各号に掲げるもののほか、各区社会援護課における生活保護業務の実施水準及び質の向上を図るための業務

2 業務支援員は、業務を遂行する上で参考となる取組事例等の収集に努め、各区査察指導員等と常に情報を共有し、必要な指導及び援助を行う。

(個人情報保護)

第4条 業務支援員は、業務を行うにあたり、生活保護受給者及びその関係者のプライバシー保護や個人情報の適正な取扱いに留意するものとする。

(業務の報告)

第5条 業務支援員は、前記第3条各号に規定する業務終了後、保護課長に対し、業務実施内容を生活保護業務支援事業報告書【日報】(第1号様式)により報告する。

2 業務支援員は、毎月10日までに、保護課長に対し、月間の業務実績を、「業務内容・指導状況集計表【月報】」(第2号様式)に、前項に規定する第1号様式を添えて報告する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。